

標茶町文化講演会

- **と き** 12月3日（土）^{13:30} 開演
(13:00 開場)
- **と ころ** 標茶町コンベンションホール「ういず」
- **講 師** **岩本 勉** 氏（スポーツコメンテーター）
ガンちゃん こと
- **テーマ** 「人生の壁を乗り越える、人との出会いと救いの言葉」

入 場 無 料

**野球はファイターズ！
熱血講演はガンちゃん！**

岩本勉さんプロフィール

- * 1971年、大阪府出身。
- * 大阪・阪南大高から1990年にドラフト2位で日本ハムファイターズ（現・北海道日本ハムファイターズ）に入団。ポジションは投手。
- * 98年から2年連続2ケタ勝利をあげて、人気・実力ともにチームのエースとして活躍しました。
- * ヒーローインタビューでは「まいどっ!」の挨拶でファンを沸かせた。明るいキャラクターから、通称「ガンちゃん」のニックネームでファンに愛されました。
- * 2006年より野球解説者、スポーツコメンテーターとして活動。“胸に届く解説”をモットーに、ファイターズの試合を中心に野球解説者をつとめ、ほかに執筆、講演、少年野球教室など幅広い分野で活躍されています。



主催：標茶町文化講演会実行委員会

後援：標茶町、標茶町教育委員会、標茶町文化団体連絡協議会

お済みですか?消費税の届出

1 課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合は、「消費税課税事業者届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

●課税事業者とは?

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方。

※1…個人事業者の場合は、その年の前々年。

平成22年分の課税売上高が1,000万円を超えている方が平成24年分の消費税の課税事業者となります。

※2…消費税が課税される取り引きの売上金額と輸出取引などの免税売上金額の合計額（これらの売りに係る売上返品、売上値引や売上割戻しなどに係る金額がある場合は、これらの金額を差し引いた金額）

2 簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成24年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成23年12月31日(土)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

①簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

②簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続しなければ選択を止めることはできません。なお、選択を止める場合には、止めようとする課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

※課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要となります。

消費税の届出書や、帳簿の記載方法などについて詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターを利用してください。電話相談センターの利用は、釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話し、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

譲渡所得などの個別相談について

税務署では、資産に係る税（譲渡所得・相続税・贈与税）の個別相談を行っています。

■日時/毎月第1・第3水曜日の午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分

※個別相談は事前に電話による予約制となっています。釧路税務署（☎0154-31-5100）に電話して、自動音声に従って番号「2」番を選択し、「資産税の事前予約」とお伝えください。

所得税の予定納税（第2期分）の納付をお忘れなく!

所得税の予定納税（第2期分）の納付期間は、11月1日(火)～30日(水)となっています。納付期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかる場合がありますので注意してください。

税を考える週間

税務署では、毎年11月11～17日までを「税を考える週間」と定め、各種広報・公聴活動を行っています。

「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、国税庁のIT化・国際化への対応及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進を重点的に取り組みます。

期間中は、国税庁ホームページに特集ページを開設し、税について考えていただくための情報を提供しますので、ぜひこの機会に税の意義や役割をみなさんと考えてみましょう。

また、「国税庁に対する要望」などをお聞きするためにアンケートの窓口を開設します。

● 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

● e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）

■ 問い合わせ/釧路税務署（☎0154-31-5100）